

社債発行届出目論見書

平成19年2月



東日本高速道路株式会社

1. この届出目論見書により行う社債25,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格、利率および申込証拠金等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

社債発行届出目論見書

発行価格 未定

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	6
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第二部 【企業情報】	8
第1 【企業の概況】	8
1 【主要な経営指標等の推移】	8
2 【沿革】	10
3 【事業の内容】	11
4 【関係会社の状況】	15
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態及び経営成績の分析】	33
第3 【設備の状況】	37
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	37
2 【道路資産】	40

第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	49
第5 【経理の状況】	52
1 【連結財務諸表等】	53
(1) 【連結財務諸表】	53
(2) 【その他】	92
2 【財務諸表等】	93
(1) 【財務諸表】	93
(2) 【主な資産及び負債の内容】	127
(3) 【その他】	132
第6 【提出会社の株式事務の概要】	133
第7 【提出会社の参考情報】	134
1 【提出会社の親会社等の情報】	134
2 【その他の参考情報】	134
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	135
第1 【保証会社情報】	135
第2 【保証会社以外の会社の情報】	135
第3 【指数等の情報】	138

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 19 年 2 月 13 日
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 啓一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03-3506-0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 白石 善雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03-3506-0111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 白石 善雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 25,000 百万円 (注)一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 25,000 百万円
各社債の金額（円）	1,000 万円
発行価額の総額（円）	金 25,000 百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	未定 （平成 19 年 2 月 20 日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までの間に決定する予定である。）
利率（％）	未定 （平成 19 年 2 月 20 日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年 2 月 28 日及び 8 月 28 日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1） 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 19 年 8 月 28 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月及び 8 月の各 28 日にその日までの前半箇年分を支払う。 （2） 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 （4） 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「14．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成 22 年 6 月 18 日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2．償還の方法及び期限 （1） 本社債の元金は、平成 22 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 （2） 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「14．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 （申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。） 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成 19 年 3 月 8 日 (注) 15
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	平成 19 年 3 月 19 日 (注) 15
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法 (平成 16 年法律第 99 号) (以下「高速道路会社法」という。) 第 8 条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当条項なし (本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約 (その他の条項)	該当条項なし
取得格付	1. 取得格付 A A A (トリプル A) (取得予定) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 (平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までの間に取得する予定である。)

(注)

1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号) (以下「社債等振替法」という。) の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社みずほコーポレート銀行

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 (平成 16 年法律第 100 号) (以下「機構法」という。) 第 15 条第 1 項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「機構」という。) が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第 15 条第 1 項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け (以下「本件債務引受け」という。) が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)6に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第 15 条第 2 項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者 (ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券 (以下「機構債券」という。) の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。) に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第 15 条第 3 項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)4本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)6において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)5並びに本(注)10の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該承認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 別記「償還の方法」欄第 2 項又は別記「利息支払の方法」欄第 1 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒しないとき。

- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
 - (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
 - (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかとなるとき。
 - (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第 12 条第 1 項第 3 号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
 - (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。
5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約
当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。
- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の 1 週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第 86 条第 3 項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 - (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）6 に定める方法による。
8. 社債管理者への通知
当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当社が当社の重要な資産の上に物上担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。
9. 社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
 - (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
 - (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めを反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
11. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法第 676 条第 8 号に掲げる事項について定めのないものとする。
12. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第 740 条第 2 項本文の規定を適用しないものとする。
13. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
14. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関・登録機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。
当該需要状況の把握期間は最長で平成 19 年 2 月 20 日から平成 19 年 3 月 8 日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成 19 年 3 月 12 日から平成 19 年 3 月 19 日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 19 年 3 月 1 日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成 19 年 3 月 12 日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	12,500	未定
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号	12,500	
計	-	25,000	-

(注) 引受人及び引受金額については、上記のとおり内定しているが、引受けの条件を平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 3 月 6 日までの間に決定し、平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	未定

(注) 社債管理者は、上記のとおり内定しているが、委託の条件を平成 19 年 2 月 14 日から平成 19 年 3 月 6 日までの間に決定し、平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 8 日までの間に社債管理委託契約を調印する予定である。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
25,000	44	24,956

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額 24,956 百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）（以下「特措法」といいます。）第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第 3 設備の状況 2 道路資産 (3)道路資産の建設、除却等の計画」をご参照ください。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注 1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第 6 条第 1 項及び機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日に機構との間で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道 45 号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）の定めによるところでありますが、機構は、機構法第 15 条第 1 項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注 2）が特措法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定により機構に帰属する時（注 3）において機構法第 14 条第 1 項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重畳的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重畳的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第 15 条第 2 項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第二部 企業情報 第 2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路会社法第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成18年3月
営業収益（百万円）	436,953
経常利益（百万円）	16,132
当期純利益（百万円）	6,792
純資産額（百万円）	111,872
総資産額（百万円）	657,787
1株当たり純資産額（円）	1,065.45
1株当たり当期純利益金額（円）	64.69
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	
自己資本比率（％）	17.0
自己資本利益率（％）	6.0
株価収益率（倍）	
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	778
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	81,058
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	78,846
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	66,478
従業員数（人）	2,614

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期
決算年月	平成18年 3 月
営業収益 (百万円)	436,953
経常利益 (百万円)	15,478
当期純利益 (百万円)	6,138
資本金 (百万円)	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000
純資産額 (百万円)	111,218
総資産額 (百万円)	657,083
1 株当たり純資産額 (円)	1,059.22
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	()
1 株当たり当期純利益金額 (円)	58.46
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	
自己資本比率 (%)	16.9
自己資本利益率 (%)	5.5
株価収益率 (倍)	
配当性向 (%)	
従業員数 (人)	2,605

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までを第1期連結会計年度及び第1期事業年度としており、平成17年10月以降の沿革は、以下のとおりです。

年 月	事 項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島~石巻河南))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(連結子会社)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年9月	協定を一部変更

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社18社及び関連会社21社（平成18年12月31日現在））は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1)高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・トル東北、(株)ネクスコ・トル関東（注3） (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株) (非連結子会社) 奥羽道路サービス(株)、関越道路サービス(株)、常磐ハイウェイ・サービス(株)、東北道路サービス(株)、不二東名(株)、(株)ラビド（他1社） (持分法非適用関連会社) (株)ウェイザ、新日本道路サービス(株)、新潟ハイウェイサービス(株)、日本トレックス(株)、東日本道路サービス(株)
交通管理業務	(持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株) (非連結子会社) 北海道ハイウェイ・サービス(株) (持分法非適用関連会社) 新日本ハイウェイ・パトロール(株)
保全点検業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟（注3） (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株) (非連結子会社) 札幌道路エンジニア(株) (持分法非適用関連会社) (株)クレストエンジニア、e-JEC東日本(株)、道路通信エンジニア(株)、(株)東関東、(株)テクナム
維持修繕業務	(持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株) (非連結子会社) 東北ハイメン(株)、(株)ハイウェイクリーン福島、陸羽道路メンテナンス(株) （他1社）

- (持分法非適用関連会社)
㈱アイアクセス、㈱アクトノース、日本メンテナンスサービス㈱、北海道
道路サービス㈱(他4社)
- その他業務(注4) (持分法非適用関連会社)
㈱高速道路計算センター(注5)、ハイウェイ・トール・システム㈱、㈱
エヌ・ケー・ワイ、道栄㈱

- (注)1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 平成18年6月20日に、高速道路の保全点検業務を行う目的で、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東及び㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟を、また、料金収受業務を行う目的で、㈱ネクスコ・トール東北及び㈱ネクスコ・トール関東を設立しておりますが、有価証券届出書提出日(平成19年2月13日)現在、㈱ネクスコ・トール関東を除き事業を開始していません。
4. 有料道路の通行料金、交通量等の電子計算、有料道路の料金収受機械の保守・点検・整備・保全、公共用地取得に係る調査、測量及び鑑定等の業務であります。
5. 当社は、平成19年1月18日開催の取締役会をもって、㈱高速道路計算センターの株式を、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共にそれぞれ発行済株式総数の3分の1を保有することを目的に、取得する旨の決議をしており、平成19年1月29日に取得しております。

(2)受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

(注)高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3)道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

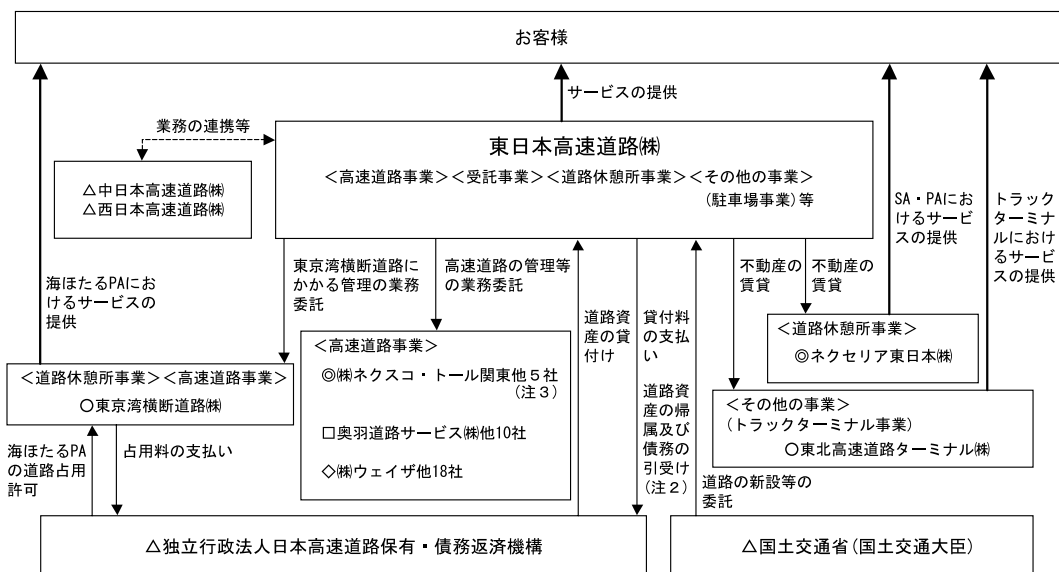
当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)のうち、商業施設が設置されている177箇所については連結子会社であるネクセリア東日本㈱が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。

(4)その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が日比谷自動車駐車場の管理運営を行っております。また、トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である東北高速道路ターミナル㈱が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。

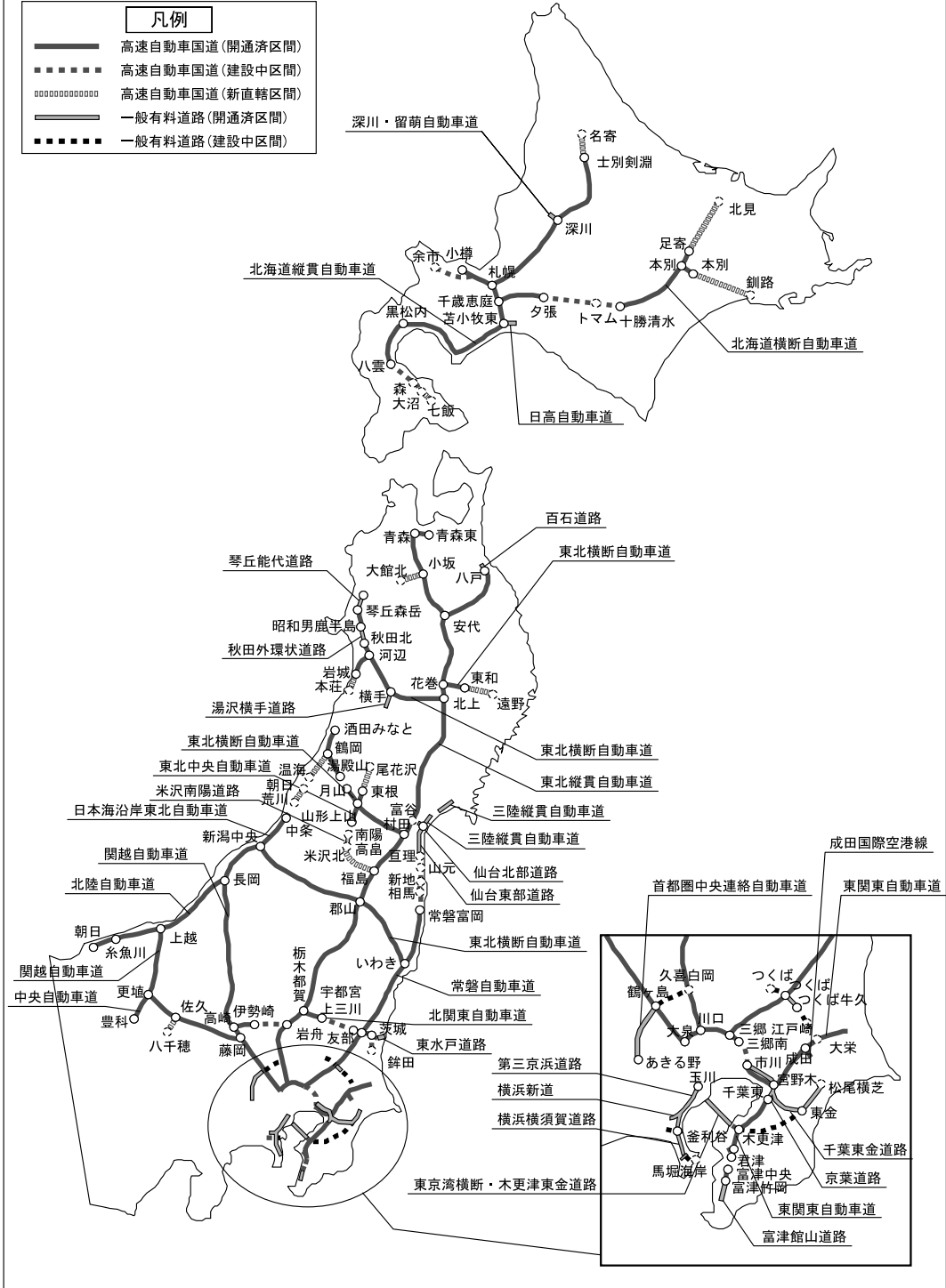
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（平成18年12月31日現在）



- (注) 1. は連結子会社、 は持分法適用関連会社、 は非連結子会社、 は持分法非適用関連会社、 は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。
3. 平成18年6月20日に、高速道路の保全点検業務を行う目的で、株ネクスコ・エンジニアリング北海道、株ネクスコ・エンジニアリング東北、株ネクスコ・エンジニアリング関東及び株ネクスコ・エンジニアリング新潟を、また、料金収受業務を行う目的で、株ネクスコ・トール東北及び株ネクスコ・トール関東を設立しておりますが、有価証券届出書提出日(平成19年2月13日)現在、株ネクスコ・トール関東を除き事業を開始していません。

東日本高速道路株式会社 路線図

凡例	
	高速自動車国道(開通済区間)
	高速自動車国道(建設中区間)
	高速自動車国道(新直轄区間)
	一般有料道路(開通済区間)
	一般有料道路(建設中区間)



(平成18年12月31日現在)

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ネクセリア 東日本(株)	東京都 港区	90	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社役員1名、当社監査役1名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 当社が管理する高速道路のSA・PA内商業施設の管理運営を行うことを目的に、平成17年12月8日に設立されました。

当社及びネクセリア東日本(株)は、平成18年4月1日付で、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターからSA・PAに関する事業等を譲り受け、同日以降、ネクセリア東日本(株)がSA・PA内商業施設の管理運営を行っております。なお、当社は、かかる商業施設をネクセリア東日本(株)に賃貸しております。

なお、平成18年4月1日以降、高速道路の保全点検業務を行うことを目的として(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東及び(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を、料金収受業務を行うことを目的として(株)ネクスコ・トール東北及び(株)ネクスコ・トール関東を設立しており、有価証券届出書提出日(平成19年2月13日)現在、下記の各社が連結子会社として追加されております。また、(株)ネクスコ・トール関東を除き、事業を開始しておりません。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)ネクスコ・ エンジニア リング北海道	札幌市 厚別区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・ エンジニア リング東北	仙台市 若林区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・ エンジニア リング関東	さいたま 市岩槻区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・ エンジニア リング新潟	新潟県 新潟市	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・ トール東北	仙台市 青葉区	10	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・ トール関東	千葉県 船橋市	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金収受 業務を委託しております。また、営業所建物の一 部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし

(2)持分法適用の関連会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
東京湾横断 道路(株) (注2) (注3)	東京都 大田区	90,000	高速道路事 業及び道路 休憩所事業	33.3	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律 第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国 道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金 収受等の管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路 ターミナル(株)	宮城県 名取市	1,082	その他の 事業	26.6	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業 用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。
3. 平成18年6月19日付で当社役員が代表取締役社長に就任しております。

なお、当社は、平成18年11月30日開催の取締役会をもって、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と共同して、3社の調査・研究及び技術開発を行うことを目的に、新設分割により、(株)高速道路総合技術研究所を設立する旨の決議をしております。(株)高速道路総合技術研究所は、国土交通大臣の認可を条件として平成19年4月頃に設立される予定です。当該新設分割の詳細については、後記「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (4)中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割」を併せてご参照ください。

また、当社は、平成19年1月18日開催の取締役会をもって、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を実施している(株)高速道路計算センター(資本金50百万円)の株式を、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と共にそれぞれ発行済株式総数の3分の1を保有することを目的に、取得する旨の決議をしており、当該株式を平成19年1月29日に取得しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成18年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	2,569
受託事業	
道路休憩所事業	260
その他の事業	
全社(共通)	440
計	3,269

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成18年12月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,601	40.6	18.8	8,162,501

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。同労働組合は、平成17年10月1日に道路公団が分割民営化されたことを受け、日本道路公団労働組合が平成17年10月26日に分割・移行し、当社の労働組合として組織されたものです。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公園の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

また、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の実績がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業収益が、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善をもたらし、個人消費が緩やかに増加するなど国内民間需要に支えられた景気回復が続きました。

このような環境の中で、安全で円滑な道路交通を確保しつつ管理コストの削減を図るとともに、ノンストップ自動料金支払システム（ETC）を活用した弾力的な料金設定や多様なサービスのお客様への提供等に努めた結果、当連結会計年度の業績は、営業収益が436,953百万円、営業利益が15,134百万円、経常利益が16,132百万円となり、法人税等を控除した当期純利益は6,792百万円となりました。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、北海道縦貫自動車道等の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は354,889百万円となりました。営業費用については、民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により341,157百万円となり、以上の結果、営業利益は13,732百万円となりました。

（受託事業）

受託事業においては、日本海沿岸東北自動車道等の高速自動車国道に係る直轄高速道路事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は79,558百万円となりました。営業費用については、直轄高速道路事業を中心に79,472百万円となり、以上の結果、営業利益は85百万円となりました。

（道路休憩所事業）

道路休憩所事業においては、当社の管理するSA・PAのうち商業施設が設置されている敷地を、営業用建物を所有する財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター等に賃貸することにより、営業収益は2,232百万円となりました。営業費用については、商業施設を高速道路等に連結させる対価としての連結料の支払いや減価償却費等により948百万円となり、以上の結果、営業利益は1,283百万円となりました。

（その他の事業）

駐車場事業において、東京都からの都市公園占用許可に係る占用料が見直されたこと等により費用が増大したものの、仙台南トラクターミナルなど2ヶ所におけるトラクターミナル事業が堅調に推移した結果、その他の事業における営業収益は272百万円、営業利益は33百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

当中間連結会計期間における我が国経済は、引き続き企業部門の好調さが持続し、個人消費が緩やかに増加するなど国内民間需要に支えられた景気回復が続きました。

このような環境の中で、第1期連結会計年度に引き続き、管理コストの削減を図るとともに、ETCを活用した弾力的な料金設定や多様なサービスのお客様への提供等に努めた結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が419,272百万円、営業利益が40,040百万円、経常利益が40,750百万円となり、法人税等を控除した中間純利益は23,804百万円となりました。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、北海道縦貫自動車道等の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、景気回復の持続等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は374,383百万円となりました。営業費用については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により338,899百万円となり、以上の結果、営業利益は35,495百万円となりました。

（受託事業）

受託事業においては、日本海沿岸東北自動車道等の高速自動車国道に係る直轄高速道路事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は29,876百万円となりました。営業費用については、直轄高速道路事業を中心に29,829百万円となり、以上の結果、営業利益は47百万円となりました。

（道路休憩所事業）

道路休憩所事業においては、SA・PA内商業施設に係るテナント料収入等により、営業収益は14,524百万円となりました。営業費用については、SA・PA内商業施設に係る管理費用の支出等により10,143百万円となり、以上の結果、営業利益は4,380百万円となりました。

（その他の事業）

駐車場事業及び仙台南トラックターミナルなど2ヶ所におけるトラックターミナル事業等が堅調に推移した結果、営業収益は487百万円、営業利益は117百万円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

第1期連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益16,132百万円に加え、減価償却費が6,632百万円、仕入債務の増加額が66,992百万円などとなったことに対し、たな卸資産の増加額が58,640百万円、売上債権の増加額が30,896百万円などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、778百万円の資金収入となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

主に、料金機械、ETC装置等の設備投資12,742百万円、有価証券の取得74,994百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは81,058百万円の資金支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係社債（政府保証債）の発行による収入59,725百万円、金融機関等からの長期借入れによる収入30,000百万円等による増加があった一方、道路公団から承継した長期借入金債務についての返済23,258百万円（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受額20,550百万円を含みます。）により、財務活動によるキャッシュ・フローは、78,846百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、66,478百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益40,476百万円に加え、減価償却費が7,861百万円などとなったものの、たな卸資産の増加額が59,826百万円、仕入債務の減少額が47,965百万円などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、71,754百万円の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

主に、料金機械、ETC装置等の設備投資1,536百万円、有価証券の取得59,957百万円、営業譲受等による支出6,482百万円などの支出があったものの、有価証券の売却74,997百万円などの収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは5,831百万円の資金収入となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係社債（政府保証債）の発行による収入69,550百万円による増加があった一方、道路公団から承継した長期借入金債務についての返済等7,881百万円（機構法第15条第1項による債務引受額4,800百万円を含みます。）により、財務活動によるキャッシュ・フローは、61,668百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、62,224百万円となりました。

（参考情報）

提出会社の第1期事業年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」及び「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」は、以下のとおりであります。

（注）これらの明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

		(百万円)
1. 営業収益		
料金収入	334,916	
道路資産完成高	19,699	
その他の売上高	274	354,889
2. 営業外収益		
受取利息	5	
有価証券利息	0	
土地物件貸付料	245	
雑収入	1,390	1,641
高速道路事業営業収益等合計	<u>356,531</u>	<u>356,531</u>

（注）配賦基準は以下のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
 営業外収益については、営業損益比

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

(百万円)

1. 営業費用			
道路資産賃借料			223,100
道路資産完成原価			
用地費			
労務費	0		
外注費	1		
経費	1		
金利等	0		
一般管理費人件費	0		
一般管理費経費	0	3	
建設費			
材料費	8		
労務費	646		
外注費	18,185		
経費	71		
金利等	93		
一般管理費人件費	179		
一般管理費経費	97	19,282	
除却工事費用その他			
労務費	15		
外注費	385		
経費	0		
金利等	2		
一般管理費人件費	5		
一般管理費経費	2	412	19,699
管理費用			
維持修繕費			
人件費	1,156		
経費	38,277	39,434	
管理業務費			
人件費	2,927		
経費	26,221	29,148	
一般管理費			
人件費	4,890		
経費	24,884	29,775	98,358
2. 営業外費用			
支払利息		516	
雑損失		837	1,354
高速道路事業営業費用等合計			342,511
3. 法人税、住民税及び事業税		8,907	
4. 法人税等調整額		400	
5. 民営化に伴う税効果調整額		72	8,433
高速道路事業総費用合計			350,945

(注) 配賦基準は以下のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の費用として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業に配賦
 - 労務費、人件費、修繕費、電気料、水道料、消耗品費、租税公課、固定資産除却費、その他建設に係る費用、その他の経費及び減価償却費については、勤務時間比
 - 営業外費用については、営業損益比
 - 法人税等、法人税等調整額及び民営化に伴う税効果調整額については、利益比

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の当社設立以来、常にお客様を意識し大切にすること、終わりのない効率化を追求すること、公正かつ透明な業務運営を行うことの3点を業務の方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、第2期連結会計年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

なお、上記のとおり当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことにより、北海道縦貫自動車道函館名寄線等3道路53kmの区間が新直轄方式へ切り替わっております。また、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力しております。

また、当社では、平成18年10月26日に平成22年度までの5ヶ年間の中期経営計画を策定いたしました。当該計画では、この5ヶ年間で「経営基盤を確立する期間」と位置付け、経営方針に掲げた「お客様第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりのない効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」の視点に立って民間企業として自立した経営を行うため、自らの経営判断と責任により、財務体質を適正に維持しつつ、経営基盤の確立を図ってまいります。

このため、以下の取り組みを確実に実行してまいります。

- (1)目標管理制度の導入
- (2)新人事制度の導入
- (3)組織体制の再編
- (4)グループ経営の確立
- (5)ITマネジメントの確立

さらに、道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

そして、これらの重要な経営課題の一つひとつ、着実に実行していくことによって、民間企業としての真の実力をつけ、お客様や国民の皆様からの信頼を回復して、明るく活力のある会社を作り上げてまいります。また、引き続き、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券届出書提出日（平成 19 年 2 月 13 日）現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成 17 年 10 月 1 日の高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 101 号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、首都高速道路株、中日本高速道路株（以下「中日本高速道路」といいます。）、西日本高速道路株（以下「西日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株（以下、当社、首都高速道路株、中日本高速道路、西日本高速道路、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第 1 条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第 5 条）、機構との協定（第 6 条）等について規定しております。

概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第 3 条）

高速道路会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「会社法」といいます。）第 199 条第 1 項に規定するその発行する株式若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第 5 条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第 9 条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第 10 条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

- e 社債及び借入金（第 11 条）
会社法第 676 条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が 1 年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。
 - f 重要な財産の譲渡等（第 12 条）
国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。
 - g 定款の変更等（第 13 条）
高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (イ) その他の規制事項
- a 調査への協力（第 7 条）
高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。
 - b 会計の整理等（第 14 条）
毎事業年度終了後 3 月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。
 - c 国土交通大臣の監督・命令権限（第 15 条、第 16 条）
国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。
- (ウ) 政府の財政支援
- a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあっては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない（第 3 条第 1 項）。
 - b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第 3 条）。
- (エ) 特例措置（第 8 条）
高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。
- (3) 道路整備特別措置法
- 目的等
特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第 1 条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第 3 条から第 9 条）、道路資産（道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（以下「道路法」といいます。）第 2 条第 1 項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第 51 条）等、当社に関連する事項が規定されております。
- 概要
- (ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項
- a 高速道路の新設又は改築（第 3 条）
高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。
 - b 供用約款（第 6 条）
高速道路会社は、許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

- c 工事の廃止（第 21 条）
 高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
 - d 料金徴収の対象等（第 24 条）
 特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。
 - e 他人の土地の立入り、一時使用等（第 44 条）
 高速道路会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15 日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。
- (イ) 道路資産等の帰属（第 51 条）
- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ)e によりあらかじめ公告する工事了了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
 - b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事了了の日の翌日に機構に帰属します。
 - c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。
- (ウ) その他の事項
- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第 4 条）
 高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ)e によりあらかじめ公告する工事了了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされておりす。
 - b 供用約款の掲示（第 7 条）
 高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
 - c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第 9 条）
 高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
 - d 料金の額等の基準（第 23 条）
 料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されておりす。
 - e 公告（第 22 条、第 24 条、第 25 条）
 高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
 高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第 26 条、第 42 条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第 27 条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第 46 条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第 47 条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第 48 条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第 1 条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第 13 条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第 15 条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第 16 条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第 17 条）等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第 1 条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第 2 条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成 17 年 10 月 1 日）後 10 年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定」に係るものについては2%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と合せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3)道路整備特別措置法 概要 (ウ)その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照ください。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））に関する協定」に係るものについては2%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われぬ可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3)道路整備特別措置法 概要 (イ)道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第 16 条をご参照ください。）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の天候や長期休暇が多いことに伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PA その他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関する ETC 及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PA その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成 18 年 3 月 31 日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、被害額が、当社グループの想定している金額を超えた場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券届出書提出日（平成 19 年 2 月 13 日）現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後 10 年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）及び「一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南）」に関する協定」（以下「三陸縦貫自動車道協定」といいます。））を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、三陸縦貫自動車道協定にあつては計画収入の2%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、三陸縦貫自動車道協定にあつては計画収入の2%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定の一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

(2) 中日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、中日本高速道路及び西日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新されております。なお、研究開発・技術協力業務に関しては、中日本高速道路に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりますが、下記(4)で後述する㈱高速道路総合技術研究所の新設分割により、かかる業務が㈱高速道路総合技術研究所に承継されることに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結する予定です。

(3) 事業譲受けに関する契約

平成17年12月8日に道路休憩所事業を主業務とする当社の連結子会社であるネクセリア東日本㈱が設立されたことに伴い、ネクセリア東日本㈱は、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターとの間で、両財団法人のSA・PAに関する事業等のうち、店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業の譲受けのための事業譲渡契約を平成17年12月22日付で締結し、当該譲受けを平成18年4月1日に実施しております。

かかる事業譲受けの概要は以下のとおりであります。なお、承継負債の金額が承継資産の金額を上回っているため、下記の譲渡価額はネクセリア東日本㈱が支払いを受けた金額となります。

財団法人道路サービス機構からネクセリア東日本㈱に対する事業譲渡

譲渡価額			1,381百万円
承継資産価額	2,563百万円	承継負債価額	3,944百万円

財団法人ハイウェイ交流センターからネクセリア東日本㈱に対する事業譲渡

譲渡価額			1,021百万円
承継資産価額	2,266百万円	承継負債価額	3,288百万円

また、当社は、両財団法人との間で、両財団法人の所有するSA・PA内商業施設等の譲受けのための契約を平成17年12月22日付で締結し、当該譲受けを平成18年4月1日に実施しております。譲渡価額は、財団法人道路サービス機構からの譲受けについては7,070百万円、財団法人ハイウェイ交流センターからの譲受けについては5,145百万円であります。なお、当社は、かかる商業施設をネクセリア東日本㈱に賃貸しております。

(4) 中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割

当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の調査・研究及び技術開発部門の営業（以下「本件営業」といいます。）を承継させるため、㈱高速道路総合技術研究所（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新設分割により設立する旨の新設分割計画を作成し、平成18年11月30日開催の取締役会の決議をもって、かかる新設分割計画書の承認を受けております。なお、当該新設分割の効力が生じるためには、国土交通大臣の認可が必要となるため、新設分割設立会社は、当該認可の取得を条件として、平成19年4月頃に設立される予定であります。

会社分割の目的

当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社が保有する高速道路技術を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を行うため、3社が均等に出資する独立した法人に本件営業を承継することにより、3会社共同運営体制の明確化を実現するとともに、自立性の確保及び経営の効率化を図ることを目的とします。

会社分割の形態

当社、中日本高速道路及び西日本高速道路が共同して会社法第762条に基づき新設分割計画を作成しております。なお、本件は会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を要しません。

承継する資産・負債及びその状況

本件営業に属する資産（滋賀県湖南市の土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具等、工具・機器及び備品、無形固定資産を除く。）、債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継します。中日本高速道路の従業員については、新設分割設立会社に出向の措置をとることとします。なお、承継する債務について、3社は連帯して債務を保証します。

会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項

新設分割設立会社は、分割に際して普通株式210万株を発行し、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路に対してそれぞれ70万株を割当交付するものとします。

新設分割設立会社の資本金及び準備金

資本金： 4,500万円

資本準備金：新設分割会社が3社より承継する資産の総額から新設分割設立会社の資本金の額を控除した額

分割交付金

分割交付金は支払わないものとします。

6【研究開発活動】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項に定める実施計画に従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、570百万円であります。

なお、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、中央研究所を共同運営することで主たる研究開発活動を実施しております。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループにおける研究開発活動は、第1期連結会計年度に引き続き、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っており、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、448百万円であります。なお、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社は、中央研究所を共同運営することで主たる研究開発活動を継続して実施しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

なお、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の計数がないため、前年同期との比較分析は行っていません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成19年2月13日）現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、平成18年4月1日以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と同年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の天候や長期休暇が多いことに伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しておりません。

なお、上記「(1)財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については工事完成基準を、また受託事業に係る工事のうち請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を採用しております。

ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められない等減損の兆候が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で436,953百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより354,889百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に79,558百万円、道路休憩所事業については、財団法人からの土地賃貸料等により2,232百万円、その他の事業については272百万円となりました。

営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で421,819百万円となりました。高速道路事業については、暫定協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により341,157百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に79,472百万円、道路休憩所事業については、商業施設を高速道路等に連結させる対価としての連結料の支払いや減価償却費等により948百万円、その他の事業については239百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で15,134百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が13,732百万円、受託事業が85百万円、道路休憩所事業が1,283百万円、その他の事業が33百万円です。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、原因者負担収入751百万円、持分法による投資利益707百万円及び土地物件貸付料269百万円等の計上により2,421百万円、営業外費用は支払利息568百万円等により1,423百万円となりました。

経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は16,132百万円となりました。

当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は6,792百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で419,272百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより374,383百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に29,876百万円、道路休憩所事業については、SA・PA内商業施設に係るテナント料収入等により14,524百万円、その他の事業については487百万円となりました。

営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で379,231百万円となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により338,899百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に29,829百万円、道路休憩所事業については、SA・PA内商業施設に係る管理費用の支出等により10,143百万円、その他の事業については370百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で40,040百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が35,495百万円、受託事業が47百万円、道路休憩所事業が4,380百万円、その他の事業が117百万円です。

営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益520百万円、原因者負担収入499百万円及び土地物件貸付料248百万円等の計上により1,537百万円、営業外費用は支払利息620百万円等により827百万円となりました。

経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は40,750百万円となりました。

中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は23,804百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

第1期連結会計年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(政府保証債)の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第2期中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(政府保証債)の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、暫定協定又は協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

第1期連結会計年度（自平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額11,077百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額10,996百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

第2期中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループにおいては、当中間連結会計期間において、総額2,194百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当中間連結会計期間においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額1,643百万円の設備投資を行いました。

また、社用設備については、当中間連結会計期間においては主に本社庁舎に係る附属設備等に総額377百万円の設備投資を行いました。

なお、当中間連結会計期間において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

(平成18年9月30日現在)

事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
川口ジャンクション (JCT)他 379箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	26,952	62,685	- (-)	2,955	92,592	
有珠山SA他264箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	16,642	810	73,466 (1,880)	53	90,972	
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他の 事業	有料駐車場	260	71	- (-) [11]	2	334	
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他の 事業	トラック ターミナル	9	1	1,236 (115)	-	1,247	
本社他24事業所 及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	8,979	396	14,591 (1,761) [48]	537	24,504	1,480

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,163百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は53百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は、303百万円であります。
7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

国内子会社

(平成18年9月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
ネクセリア 東日本㈱	本社他 9事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	建物附属 設備	57	0	6 (1) [3]	15	80	214

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
 2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は215百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
 3. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は、42百万円であります。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

平成18年6月20日、高速道路の保全点検業務を行う目的で、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東及び㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟が、また、料金収受業務を行う目的で、㈱ネクスコ・トール東北及び㈱ネクスコ・トール関東が設立されましたが、これらの連結子会社は平成18年9月30日現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものはありません。また、平成18年9月30日現在、従業員及び臨時従業員はおりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

(平成18年12月31日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の種 類別セグ メントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手(注)	完了
当社 千葉東料金所 他130箇所	千葉市 中央区他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	16,887	272	借入金及び 自己資金	平成17年1月	平成23年3月
当社 阿見東料金所 他28箇所	茨城県 稲敷郡他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	2,767	158	借入金及び 自己資金	平成18年12月	平成23年3月
当社 港北料金所 他174箇所	横浜市 港北区他	高速道路 事業	アンテナ設備 (ETCカード 未挿入お知らせ アンテナ)	1,830	100	借入金及び 自己資金	平成18年8月	平成21年3月
当社 阿見東料金所 他28箇所	茨城県 稲敷郡他	高速道路 事業	料金所設備 (トールゲート)	1,380	12	借入金及び 自己資金	平成17年6月	平成23年3月
当社 幕張PA(上り 線)他17箇所	千葉市 花見川区他	道路休憩 所事業	営業用建物	4,974	117	借入金及び 自己資金	平成18年3月	平成23年3月

(注) 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。

2【道路資産】

(1)道路資産の建設の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、北海道縦貫自動車道函館名寄線等の新設、改築及び修繕、三陸縦貫自動車道（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））の修繕等を通じ総額78,321百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額19,699百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道常磐自動車道	埼玉県三郷市鷹野～埼玉県三郷市番匠免（新設）	平成17年11月	2,415
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷JCT（改築）		
一般国道126号（千葉東金道路）	松尾横芝インターチェンジ（IC）（改築）	平成18年3月	99
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成17年12月	17,182
		平成18年3月	
一般国道45号（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））	修繕	平成18年3月	0
合 計		-	19,699

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループは、当中間連結会計期間において、北海道縦貫自動車道函館名寄線等の新設、改築及び修繕、三陸縦貫自動車道（三陸縦貫自動車道（鳴瀬奥松島～石巻河南））の修繕等を通じ総額69,885百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった仕掛道路資産は、総額4,633百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道東北横断 自動車道いわき新潟線	福島県田村郡小野町大字飯豊～福島 県田村郡小野町大字吉野辺（改築）	平成18年7月 1,460
高速自動車国道北海道縦 貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成18年9月 3,171
一般国道45号（三陸縦貫 自動車道（鳴瀬奥松島～ 石巻河南））	修繕	平成18年9月 1
合 計	-	4,633

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成18年9月30日現在)

区分		年間賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	525,595
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(豊科ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
	一般国道126号(千葉東金道路)	
	一般国道127号(富津館山道路)	
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))	
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	
	一般国道466号(第三京浜道路)	
	一般国道468号(横浜横須賀道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野ICを含む。))及びつくば市から稲敷市まで)	
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)		
一の路線	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))	1,234
合計		526,829

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る第2期連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2. 平成18年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

(平成18年12月31日現在)

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	74,692	10,651 [8,033]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線	382,916	37,946 [-]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	62,821	679 [-]	平成6年9月	平成31年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,236	4,203 [1,644]	平成5年12月	平成25年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	26,849	5,289 [-]	平成5年12月	平成27年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	134,402	157 [-]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道開越自動車道新潟線及び上越線	50,560	7,224 [-]	昭和62年1月	平成24年3月
高速自動車国道常磐自動車道	260,960	22,843 [-]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,038,325	42,911 [152]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道北関東自動車道	290,889	72,717 [-]	平成10年1月	平成24年3月
高速自動車国道北陸自動車道	7,930	2,281 [-]	平成14年4月	平成25年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	29,669	2,803 [-]	平成7年3月	平成28年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	2,113	11 [-]	平成23年4月	平成27年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,523	2 [-]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,482	36 [-]	平成14年9月	平成24年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	48,040	5,941 [-]	平成16年1月	平成23年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	12,410	1,896 [-]	昭和62年12月	平成25年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	311,461	5,088 [-]	平成3年12月	平成28年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	151,255	2,422 [-]	昭和61年12月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 平成18年11月30日における既支払額であります。なお、平成18年11月30日時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、第2期連結会計年度以降の5連結会計年度において158,816百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で32,601百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	105,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	105,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(4)【所有者別状況】

(平成18年12月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	-	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数（単元）	1,049,999	-	-	-	-	-	-	1,049,999	100
所有株式数の割合（%）	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

(5) 【大株主の状況】

(平成18年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	-	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,049,999	-

【自己株式等】

(平成18年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り内部留保の充実を努めていきたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役会長		八木 重二郎	昭和17年7月12日生	昭和40年4月 八幡製鐵株式会社入社 平成11年4月 新日本製鐵株式会社常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社取締役(社長付) 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在)	-
代表取締役社長		井上 啓一	昭和19年8月22日生	昭和44年4月 建設省入省 平成10年6月 同省道路局長 平成13年1月 財団法人国土技術研究センター理事 平成16年2月 日本道路公団理事 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	-
専務取締役		村上 喜堂	昭和23年2月12日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年7月 国税庁調査査察部長 平成12年6月 同庁課税部長 平成15年7月 同庁次長 平成17年10月 当社専務取締役(現在)	-
常務取締役		日比 祥造	昭和18年2月4日生	昭和40年4月 株式会社第一銀行入行 平成7年6月 株式会社第一勧業銀行常務取締役 平成14年6月 みずほインベスターズ証券株式会社代表取締役会長 平成16年2月 日本道路公団参与 平成17年10月 当社常務取締役(現在) (主要な兼職) ネクセリア東日本株式会社代表取締役社長	-
常務取締役		青野 捷人	昭和21年4月27日生	昭和46年4月 日本道路公団入社 平成12年3月 同公団東京建設局長 平成14年4月 同公団審議役 平成16年7月 財団法人ハイウェイ交流センター理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) (主要な兼職) 東京湾横断道路株式会社代表取締役社長	-
監査役 (常勤)		武藤 秀一	昭和26年1月28日生	昭和48年4月 運輸省入省 平成9年7月 日本鉄道建設公団総務部長 平成12年6月 運輸省新潟運輸局長 平成14年7月 社団法人日本民営鉄道協会常務理事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	-
監査役 (常勤)		井上 泉	昭和23年7月17日生	昭和47年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 同社取締役嘱執行役員 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン取締役嘱執行役員 平成15年4月 同社取締役嘱常務執行役員 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	-
監査役		清水 湛	昭和9年9月24日生	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授 (現在) 平成17年10月 当社監査役(現在)	-
計					-

(注) 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、現在、取締役全員5名で構成され、監査役も出席し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

(b) 経営会議

経営会議は、会長、社長及び専務取締役で構成され、必要に応じて他の取締役、監査役及び執行役員等の出席を求め、全社的に影響を及ぼす重要事項について審議・決議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。

(c) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「倫理行動規範」を定め、役員及び社員が法令、定款、社内規則及び社会通念等を遵守して職務を執行するとともに、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動や教育関係資料を整備し、周知を図っております。

また、職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として業務検査室を設置し、9名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、第1期事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 寺尾 仁之	新日本監査法人
指定社員 打越 隆	新日本監査法人
指定社員 山下 康彦	新日本監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士7名及び会計士補4名を主たる構成員とし、その他の補助者7名も加えて構成されております。
3. 第1期事業年度の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づく監査業務を執行した指定社員は、寺尾仁之、加藤暢一、打越隆であります。

社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額(千円)	
取締役(5名)	100,188	
監査役(3名)	37,200	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬(注)	20,000
	上記以外の業務に基づく報酬	-

(注) 第1期事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)の実績を記載しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおります。さらに、総務部担当取締役を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を経営会議に報告することとしております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を制定し、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 内部統制システムの構築にかかる取締役会の決議

平成18年4月27日開催の取締役会において以下の項目について内部統制システム構築に関する基本方針を決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1)当社の連結財務諸表は、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。
- (2)当社の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1)当社の中間連結財務諸表は、改正後の「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。
- (2)当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

3．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	66,478
2		高速道路事業営業未収入金	44,375
3		未収入金	30,463
4		有価証券	74,994
5		仕掛道路資産	191,869
6		原材料・貯蔵品等	2,213
7		受託業務前払金	16,866
8		繰延税金資産	520
9		その他	6,575
		貸倒引当金	75
		流動資産合計	434,283
			66.0
固定資産			
1		有形固定資産	
(1)		建物	11,919
		減価償却累計額	400
			11,519
(2)		構築物	30,195
		減価償却累計額	685
			29,509
(3)		機械装置	58,228
		減価償却累計額	2,959
			55,268
(4)		車両運搬具	8,404
		減価償却累計額	1,359
			7,044
(5)		工具器具備品	7,812
		減価償却累計額	846
			6,965
(6)		土地	89,990
(7)		建設仮勘定	1,722
		有形固定資産合計	202,020
			30.7
2		無形固定資産	3,796
			0.6
3		投資その他の資産	
(1)		投資有価証券	10,531
(2)		長期前払費用	5,164
(3)		その他	2,600
		貸倒引当金	811
		投資その他の資産合計	17,485
			2.7
		固定資産合計	223,302
			34.0
繰延資産			
1		道路建設関係社債発行費	129
2		道路建設関係社債発行差金	72
		繰延資産合計	201
			0.0
	1	資産合計	657,787
			100.0

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1		高速道路事業営業未払金	87,520
2		短期借入金	19,652
3		一年以内返済予定長期借入金	7,383
4		未払金	33,383
5		未払法人税等	10,399
6		預り金	3,605
7		受託業務前受金	33,233
8		前受金	32,604
9		賞与引当金	1,628
10		ハイウェイカード偽造損 失補てん引当金	775
11		回数券払戻引当金	121
12		その他	1,167
		流動負債合計	231,476 35.2
固定負債			
1	1	道路建設関係社債	60,000
2		道路建設関係長期借入金	135,700
3		長期借入金	55,079
4		退職給付引当金	54,026
5		ETCマイレージサービス 引当金	7,335
6		その他	2,295
		固定負債合計	314,437 47.8
		負債合計	545,914 83.0
(少数株主持分)			
		少数株主持分	- -
(資本の部)			
	4	資本金	52,500 8.0
		資本剰余金	52,500 8.0
		利益剰余金	6,872 1.0
		資本合計	111,872 17.0
		負債・少数株主持分及び 資本合計	657,787 100.0

中間連結貸借対照表

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1		現金及び預金	58,424	
2		高速道路事業営業未収入金	46,687	
3		未収入金	4,196	
4		有価証券	64,980	
5		仕掛道路資産等	253,729	
6		その他	35,330	
		貸倒引当金	51	
		流動資産合計	463,296	66.4
固定資産				
1		有形固定資産		
		(1)機械及び装置	58,672	
		(2)土地	89,875	
		(3)その他	63,856	
	1	有形固定資産合計	212,403	30.4
2		無形固定資産	3,697	0.5
3		投資その他の資産		
		(1)投資その他の資産	19,299	
		貸倒引当金	815	
		投資その他の資産合計	18,484	2.7
		固定資産合計	234,585	33.6
		繰延資産	299	0.0
	2	資産合計	698,181	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1		高速道路事業営業未払金	69,697
2		短期借入金	19,652
3		一年以内返済予定長期借入金	9,223
4	4	未払金	8,681
5		引当金	3,101
6		その他	62,458
		流動負債合計	172,815 24.8
固定負債			
1	2	道路建設関係社債	129,698
2		道路建設関係長期借入金	130,900
3		長期借入金	52,498
4		退職給付引当金	56,301
5		その他引当金	6,505
6		その他	7,491
		固定負債合計	383,395 54.9
		負債合計	556,210 79.7
(純資産の部)			
株主資本			
1		資本金	52,500 7.5
2		資本剰余金	58,793 8.4
3		利益剰余金	30,677 4.4
		株主資本合計	141,970 20.3
		評価・換算差額等	- -
		新株予約権	- -
		少数株主持分	- -
		純資産合計	141,970 20.3
		負債純資産合計	698,181 100.0

【連結損益計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益			436,953	100.0
営業費用	2			
1 道路資産賃借料		223,100		
2 高速道路等事業管理費及び 売上原価		167,140		
3 販売費及び一般管理費	1	31,578	421,819	96.5
営業利益			15,134	3.5
営業外収益				
1 受取利息		5		
2 土地物件貸付料		269		
3 持分法による投資利益		707		
4 原因者負担収入		751		
5 その他		687	2,421	0.6
営業外費用				
1 支払利息		568		
2 その他		854	1,423	0.4
経常利益			16,132	3.7
特別利益			-	-
特別損失			-	-
税金等調整前当期純利益			16,132	3.7
法人税、住民税及び事業税		9,780		
法人税等調整額		440	9,340	2.1
少数株主利益			-	-
当期純利益			6,792	1.6

中間連結損益計算書

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益			419,272	100.0
営業費用				
1 道路資産賃借料		263,411		
2 高速道路等事業管理費及び 売上原価		86,602		
3 販売費及び一般管理費	1	29,217	379,231	90.4
営業利益			40,040	9.6
営業外収益				
1 受取利息		82		
2 土地物件貸付料		248		
3 持分法による投資利益		520		
4 原因者負担収入		499		
5 その他		185	1,537	0.3
営業外費用				
1 支払利息		620		
2 その他		207	827	0.2
経常利益			40,750	9.7
特別利益	2		67	0.0
特別損失	3		341	0.0
税金等調整前中間純利益			40,476	9.7
法人税、住民税及び事業税		17,751		
法人税等調整額		1,079	16,672	4.0
少数株主利益			-	-
中間純利益			23,804	5.7

【連結剰余金計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			52,500
資本剰余金期末残高			52,500
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			-
利益剰余金増加高			
1 当期純利益		6,792	
2 民営化に伴う税効果調整額		80	6,872
利益剰余金減少高			-
利益剰余金期末残高			6,872

【連結株主資本等変動計算書】

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	新 株 予約権	少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	株主資本 合 計				
平成18年3月31日 残高（百万円）	52,500	52,500	6,872	111,872	-	-	-	111,872
中間連結会計期間 中の変動額								
固定資産評価額 等の調整(注)		6,293		6,293				6,293
中間純利益			23,804	23,804				23,804
中間連結会計期間 中の変動額合計 （百万円）		6,293	23,804	30,098				30,098
平成18年9月30日 残高（百万円）	52,500	58,793	30,677	141,970	-	-	-	141,970

（注）資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		16,132
減価償却費		6,632
持分法による投資利益		707
退職給付引当金の増減額(減少:)		1,111
賞与引当金の増減額(減少:)		318
貸倒引当金の増減額(減少:)		76
受取利息		5
支払利息		1,943
固定資産売却損		36
固定資産除却費		1,111
売上債権の増減額(増加:)		30,896
たな卸資産の増減額(増加:)	2	58,640
仕入債務の増減額(減少:)		66,992
その他		929
小計		2,538
利息及び配当金の受取額		5
利息の支払額		1,766
法人税等の支払額		-
営業活動によるキャッシュ・フロー		778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		12,742
固定資産の売却による収入		2,048
有価証券の取得による支出		74,994
その他		4,629
投資活動によるキャッシュ・フロー		81,058
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		12,379
長期借入れによる収入		30,000
長期借入金の返済による支出	2	23,258
道路建設関係社債の発行による収入		59,725
財務活動によるキャッシュ・フロー		78,846
現金及び現金同等物に係る換算差額		-
現金及び現金同等物の増減額		1,434
現金及び現金同等物の期首残高		67,912
現金及び現金同等物の期末残高	1	66,478

中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
		金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		40,476
減価償却費		7,861
持分法による投資利益		520
退職給付引当金の増減額(減少:)		351
賞与引当金の増減額(減少:)		452
貸倒引当金の増減額(減少:)		21
受取利息		82
支払利息		2,483
固定資産売却損		0
固定資産除却費		908
売上債権の増減額(増加:)		24,071
たな卸資産の増減額(増加:)	2	59,826
仕入債務の増減額(減少:)		47,965
その他		27,292
小計		59,102
利息及び配当金の受取額		52
利息の支払額		2,328
法人税等の支払額		10,375
営業活動によるキャッシュ・フロー		71,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		1,200
固定資産の取得による支出		1,536
固定資産の売却による収入		2
有価証券の取得による支出		59,957
有価証券の売却による収入		74,997
営業譲受等による支出		6,482
その他		7
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,831
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	2	7,881
道路建設関係社債の発行による収入		69,550
財務活動によるキャッシュ・フロー		61,668
現金及び現金同等物に係る換算差額		-
現金及び現金同等物の増減額		4,254
現金及び現金同等物の期首残高		66,478
現金及び現金同等物の中間期末残高	1	62,224

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1 連結の範囲に関する事項	
(1)連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	ネクセリア東日本(株)
(2)非連結子会社の数	14社
非連結子会社の名称	
奥羽道路サービス(株)	
関越道路サービス(株)	
常磐ハイウェイ・サービス(株)他	
(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由)	
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	
2 持分法の適用に関する事項	
(1)持分法適用の関連会社数	2社
会社等の名称	東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株)
(2)持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス(株)他)及び関連会社(株)ウェイザ他)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。	
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	
連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。	

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

4 会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によってお
ります。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によってお
ります。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設
価額に用地取得に係る費用その他の附帯費
用を加算した価額に労務費・人件費等のう
ち道路建設に要した費用として区分された
費用の額及び除却工事費用等資産の取得に
要した費用の額を加えた額としてお
ります。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借
入資金の利息で、当該資産の工事完了の日
までに発生したものは建設価額に算入して
おります。

原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法によっ
てお
ります。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用してお
ります。
主な耐用年数は以下のとおりでありま
す。

構築物	10年～60年
機械装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産に
ついては、上記耐用年数を基にした中古資産の耐
用年数によってお
ります。

無形固定資産

定額法を採用してお
ります。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間(5年)に基づいてお
ります。

(3)重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか
短い期間で均等償却してお
ります。

道路建設関係社債発行差金

社債の償還期限までの期間で均等償却してお
ります。

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(4)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(5)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用しております。

<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	
<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっております。</p>	
5	<p>連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。</p>
6	<p>連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、発生年度より実質的判断による年 数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却 し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず 発生年度に全額償却しております。</p>
7	<p>利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利 益処分にに基づき作成しております。</p>
8	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金 可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクし か負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成18年3月31日)													
1	<p>担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債60,000百万円の担保に供しております。</p>												
2	<p>関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">10,531百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券(株式)	10,531百万円										
投資有価証券(株式)	10,531百万円												
3	<p>偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1)日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">返済機構</td> <td style="text-align: right;">11,771,503百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">58,038百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">51,522百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">11,881,064百万円</td> </tr> </table> <p>(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">20,550百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が20,550百万円減少しております。</p>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構		返済機構	11,771,503百万円	中日本高速道路(株)	58,038百万円	西日本高速道路(株)	51,522百万円	計	11,881,064百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	20,550百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構													
返済機構	11,771,503百万円												
中日本高速道路(株)	58,038百万円												
西日本高速道路(株)	51,522百万円												
計	11,881,064百万円												
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	20,550百万円												
4	<p>当社の発行済株式総数は、普通株式105,000千株であります。</p>												

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給与手当	3,336百万円
賞与引当金繰入額	962百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん	
引当金繰入額	524百万円
ETCマイレージサービス引当金	
繰入額	7,335百万円
利用促進費	14,182百万円
2 研究開発費の総額は、570百万円であります。	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	66,478百万円
現金及び現金同等物	66,478百万円
2 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産 の増減額 58,640百万円には、道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項ま での規定により独立行政法人日本高速道路保有・債 務返済機構に帰属したたな卸資産の額19,699百万円 が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フ ロー、長期借入金の返済による支出 23,258百万円 には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 20,550百万円が含まれております。	

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)													
(借主側)													
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額													
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)										
工具器具備品	540	83	457										
無形固定資産 (ソフトウェア)	11	4	7										
合計	552	87	464										
<p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>169百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>464百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年内	169百万円	1年超	294百万円	合計	464百万円	支払リース料	87百万円	減価償却費相当額	87百万円
1年内	169百万円												
1年超	294百万円												
合計	464百万円												
支払リース料	87百万円												
減価償却費相当額	87百万円												
2 オペレーティング・リース取引													
道路資産の未経過リース料													
1年内		521,260百万円											
1年超		26,573,197百万円											
合計		27,094,458百万円											

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	当連結会計年度(平成18年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	74,994	74,996	1
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	74,994	74,996	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計	74,994	74,996	1	

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	10,531

3 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	当連結会計年度(平成18年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 債券				
(1)国債・地方債等	75,000	-	-	-
(2)社債	-	-	-	-
(3)その他	-	-	-	-
合計	75,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成18年3月31日現在) (百万円)
イ 退職給付債務	76,027
ロ 年金資産	24,324
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	51,703
ニ 未認識数理計算上の差異	2,323
ホ 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	54,026
ヘ 前払年金費用	-
ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	54,026

3 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注)	1,233
ロ 利息費用	746
ハ 期待運用収益	54
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	-
ホ その他	0
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,926

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)
イ 割引率	2.0%
ロ 期待運用収益率	0.5%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ニ 数理計算上の差異の処理年数	15年
	(発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生主な原因別内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	251百万円
賞与引当金	658百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん 引当金	313百万円
未払事業税	917百万円
退職給付引当金	21,832百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,964百万円
その他	262百万円
繰延税金資産小計	27,200百万円
評価性引当額	26,680百万円
繰延税金資産合計	520百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.4%
(調整)	
評価性引当額	18.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
持分法による投資利益	1.8%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.9%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	354,889	79,558	2,232	272	436,953	-	436,953
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	354,889	79,558	2,232	272	436,953	-	436,953
営業費用	341,157	79,472	948	239	421,819	-	421,819
営業利益	13,732	85	1,283	33	15,134	-	15,134
資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	363,223	40,294	79,789	1,897	485,205	172,581	657,787
減価償却費	5,533	13	274	20	5,842	724	6,566
資本的支出	15,692	0	30	-	15,723	2,061	17,784

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っておりません。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラクターターミナル事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、172,586百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 99.9%	転籍2名	道路の新 設等の受 託等	受託事業収入 等	73,833	未収入金	820
								資産譲渡高	25	未収入金	25
								受託業務前受 金の受入	34,057	受託業務 前受金	28,894
									未収入金	19,515	

（注）1．取引金額には受託業務前受金の受入を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．一般の取引条件と同様に決定しております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都 港区	4,463,874	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	なし	道路資産 の借受	道路資産賃借 料の支払 (注1)	223,100	高速道路 事業営業 未払金	42,210	
								道路資産 完成高及 び債務の 引渡	道路資産完成 高	19,699	高速道路 事業営業 未収入金	134
									債務の引渡 (注2)	20,550	-	-
								借入金の 連帯債務	債務保証 (注3)	11,771,503	-	-
									当社借入に対 する被債務保 証(注4)	70,063	-	-
	災害復旧 に要する 費用に充 てる資金 の借入	資金の借入 (注5)	12,379	短期借入 金	19,652							
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	中日本高速 道路(株)	愛知県 名古屋 市中区	65,000	高速道路 の新設、 改築、維 持、修繕 その他の 管理等	なし	なし	借入金の 連帯債務	債務保証 (注3)	58,038	-	-	
								当社借入に対 する被債務保 証(注4)	70,063	-	-	
								中日本高 速道路(株) との通行 料金等の 精算	料金収入等の 精算による支 出	9,038	高速道路 事業営業 未払金	8,853
								料金収入等の 精算	料金収入等の 精算による収 入	15,822	未収入金	397
								民営化に 伴うETC 前受金の 精算	ETC前受金の 精算	-	高速道路 事業営業 未収入金	11,171

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	西日本高速 道路㈱	大阪府 大阪市 北区	47,500	高速道路 の新設、 改築、維 持、修繕 その他の 管理等	なし	なし	借入金の 連帯債務	債務保証 (注3)	51,522	-	-
								当社借入に対 する被債務保 証(注4)	70,063	-	-

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には料金収入等の精算による支出及び収入を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には短期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,065.45円
1株当たり当期純利益金額	64.69円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益(百万円)	6,792
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,792
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000

(重要な後発事象)

当連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

1 事業の譲受

連結子会社であるネクセリア東日本㈱は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。

(1)譲り受けた相手方の概要

商号	財団法人道路サービス機構	財団法人ハイウェイ交流センター
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博
基本財産	15億円	15億円

(2)譲り受けた事業内容

SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業

(3)譲り受けた資産・負債の額

資産価額 4,829百万円

(主な項目：銀行預金 3,980百万円)

負債価額 7,232百万円

(主な項目：建設協力預り金及び預り保証金
5,309百万円、退職給付引当金 1,923百万円)

(4)その他

負債価額から、資産価額を差し引いた2,402百万円については、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターが、平成17年12月22日にネクセリア東日本㈱と締結した事業譲渡細目協定に基づき、譲渡日から平成21年3月末日まで据え置き、その後10年間にわたり、ネクセリア東日本㈱に支払うこととなっております。

なお、本事業の譲受に関し、当社は平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから建物等を譲り受けております。

当連結会計年度
 (自 平成17年10月1日
 至 平成18年3月31日)

2 子会社の設立

当社が行う業務の根幹をなす維持管理業務の中でも、管理瑕疵、企業信用に直結する高速道路の料金收受業務・保全点検業務について、当社本体の一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施し、連結企業価値の最大化を図ることを目的として、平成18年6月12日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の6社を平成18年6月20日に設立いたしました。

(1) 保全点検子会社

商号	㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道	㈱ネクスコ・エンジニアリング東北	㈱ネクスコ・エンジニアリング関東	㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日
所在地	札幌市厚別区大谷地西五丁目12番30号	仙台市若林区荒井字川田58番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地	新潟市山田2310番地1
代表取締役社長	窪寺 克次 (当社北海道支社長兼任)	熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)	松田 博之 (当社新潟管理局長兼任)
資本金	40百万円	40百万円	40百万円	40百万円
発行済株式数	800株	800株	800株	800株
株主構成	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%

(2) 料金收受子会社

商号	㈱ネクスコ・トール東北	㈱ネクスコ・トール関東
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日
所在地	仙台市青葉区郷六字庄子39番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地
代表取締役社長	熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)
資本金	10百万円	10百万円
発行済株式数	200株	200株
株主構成	当社100%	当社100%

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1 連結の範囲に関する事項	
(1)連結子会社の数	7社
連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東 なお、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。	
(2)非連結子会社の数	11社
非連結子会社の名称 奥羽道路サービス(株) 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス(株)他	
(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	
2 持分法の適用に関する事項	
(1)持分法適用の関連会社数	2社
会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株)	
(2)持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス(株)他)及び関連会社(株)ウェイザ他)は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。	
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。	

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

4 会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によってお
ります。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によってお
ります。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設
価額に用地取得に係る費用その他の附帯費
用を加算した価額に労務費・人件費等のう
ち道路建設に要した費用として区分された
費用の額及び除却工事費用等資産の取得に
要した費用の額を加えた額としてお
ります。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借
入資金の利息で、当該資産の工事完了の日
までに発生したものは建設価額に算入して
おります。

商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法によっ
てお
ります。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定額法を採用し、連結子会社は定率法を採
用してお
ります。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産に
ついては、上記耐用年数を基にした中古資産の耐
用年数によってお
ります。

無形固定資産

定額法を採用してお
ります。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間(5年)に基づいてお
ります。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一
般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収可能額を勘案
し、回収不能見込額を計上してお
ります。

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	
<p>繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p>	<p>社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>ただし、前連結会計年度に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は141,970百万円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当中間連結会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会最終改正平成18年4月27日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。

これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

(企業結合に係る会計基準等)

当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)									
1	有形固定資産の減価償却累計額 13,503百万円								
2	<p>担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債130,000百万円(額面額)の担保に供しております。</p>								
3	<p>偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>11,111,237百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td>53,033百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路㈱</td> <td>49,372百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,213,643百万円</td> </tr> </table> <p>(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,350百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。</p>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,111,237百万円	中日本高速道路㈱	53,033百万円	西日本高速道路㈱	49,372百万円	計	11,213,643百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,111,237百万円								
中日本高速道路㈱	53,033百万円								
西日本高速道路㈱	49,372百万円								
計	11,213,643百万円								
4	<p>消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>								

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
利用促進費	9,370百万円
引当金繰入額	8,721百万円
給与手当	3,771百万円
2 特別利益の主要項目	
固定資産評価額調整益	67百万円
当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。	
3 特別損失の主要項目	
偽造ハイウェイカード損失	341百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
普通株式	105,000	-	-	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金勘定 58,424百万円
	預入期間が3か月を超える定期預金 1,200百万円
	取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券) 4,999百万円
	現金及び現金同等物 62,224百万円
2	営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 59,826百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額4,633百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 7,881百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 4,800百万円が含まれております。

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)													
(借主側)													
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び中間期末残高相当額													
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)										
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	644	194	450										
無形固定資産 (ソフトウェア)	11	8	2										
合計	656	202	453										
<p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中 間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>193百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>259百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>453百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中 間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>112百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。</p>				1年内	193百万円	1年超	259百万円	合計	453百万円	支払リース料	112百万円	減価償却費相当額	112百万円
1年内	193百万円												
1年超	259百万円												
合計	453百万円												
支払リース料	112百万円												
減価償却費相当額	112百万円												
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料													
<table> <tr> <td>1年内</td> <td>529,971百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,298,079百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,828,051百万円</td> </tr> </table>				1年内	529,971百万円	1年超	26,298,079百万円	合計	26,828,051百万円				
1年内	529,971百万円												
1年超	26,298,079百万円												
合計	26,828,051百万円												

当中間連結会計期間
 (自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日)

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債等	59,980	59,983	3
(2)社債	-	-	-
(3)その他	4,999	4,999	0
計	64,980	64,983	3

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	11,052

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	374,383	29,876	14,524	487	419,272	-	419,272
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	11	-	-	-	11	(11)	-
計	374,394	29,876	14,524	487	419,283	(11)	419,272
営業費用	338,899	29,829	10,143	370	379,243	(11)	379,231
営業利益	35,495	47	4,380	117	40,040	(0)	40,040

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	当社子会社であるネクセリア東日本(株)は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社のネクセリア東日本(株)による事業譲受
結合後企業の名称	ネクセリア東日本(株)
取得した議決権比率	-

2 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成18年9月30日まで

3 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1)取得した事業の取得原価

2,402百万円

引き受けた負債の金額が受け入れた資産の金額を上回っているため、上記の金額はネクセリア東日本(株)が支払いを受けた金額であります。

(2)取得原価の内訳

全て現金であります。

4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1)資産の額 4,829百万円

(主な内訳)

銀行預金 3,980百万円

(2)負債の額 7,232百万円

(主な内訳)

建設協力預り金及び預り保証金 5,309百万円

退職給付引当金 1,923百万円

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,352.10円
1 株当たり中間純利益金額	226.70円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)
中間純利益 (百万円)	23,804
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	23,804
普通株式の期中平均株式数 (千株)	105,000

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間末 (平成18年 9 月30日)
純資産の部の合計額 (百万円)	141,970
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	141,970
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末の普通株式数 (千株)	105,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)
国土交通省からの注意・是正文書 (平成18年 9 月20日) を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間連結会計期間において6,293百万円 (機械及び装置6,490百万円、土地 117百万円、その他有形固定資産 2,685百万円、流動負債その他 他2,605百万円) 調整し、資本剰余金を同額増加させております。 これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当中間連結会計期間の特別利益に計上しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	政府保証第1回 東日本高速道路債券	平成17年 11月25日	-	40,000	1.60	有	平成27年 11月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第2回 東日本高速道路債券	平成17年 12月21日	-	20,000	1.50	有	平成27年 12月21日
合計	-	-	-	60,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,273	19,652	0.00	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,416	7,383	1.83	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	186,004	190,779	1.59	平成19年4月～ 平成45年2月
合計	198,695	217,815	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

- 短期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号に基づく無利息の借入金であります。
- 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、135,700百万円は道路建設関係長期借入金であり、そのうち98,100百万円は政府借入金であります。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は20,550百万円あります。
- 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,564	39,696	10,698	76,336

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)		
(資産の部)				
流動資産				
1	現金預金		66,401	66.1
2	高速道路事業営業未収入金		44,375	
3	未収入金		30,463	
4	有価証券		74,994	
5	仕掛道路資産		191,869	
6	原材料		607	
7	貯蔵品		1,605	
8	受託業務前払金		16,866	
9	前払金		771	
10	前払費用		119	
11	繰延税金資産		520	
12	その他の流動資産		5,681	
	貸倒引当金		75	
	流動資産合計		434,200	
固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
1 有形固定資産				
	(1)建物	1,147		
	減価償却累計額	33	1,113	
	(2)構築物	25,766		
	減価償却累計額	414	25,351	
	(3)機械装置	57,013		
	減価償却累計額	2,867	54,146	
	(4)車両運搬具	8,193		
	減価償却累計額	1,323	6,870	
	(5)工具器具備品	7,025		
	減価償却累計額	767	6,258	

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)		
(6)土地			0	
(7)建設仮勘定			816	
有形固定資産合計			94,557	14.4
2 無形固定資産			1,316	0.2
高速道路事業固定資産合計			95,873	14.6
B 関連事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1)建物		2,242		
減価償却累計額		55	2,186	
(2)構築物		3,653		
減価償却累計額		213	3,439	
(3)機械装置		700		
減価償却累計額		36	664	
(4)車両運搬具		10		
減価償却累計額		1	8	
(5)工具器具備品		7		
減価償却累計額		0	6	
(6)土地			74,922	
(7)建設仮勘定			431	
有形固定資産合計			81,658	12.4
2 無形固定資産			0	0.0
関連事業固定資産合計			81,659	12.4
C 各事業共用固定資産				
1 有形固定資産				
(1)建物		8,529		
減価償却累計額		310	8,219	
(2)構築物		775		
減価償却累計額		56	718	
(3)機械装置		513		
減価償却累計額		56	457	
(4)車両運搬具		200		
減価償却累計額		34	165	

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)		
(5)工具器具備品		778		
減価償却累計額		78	699	
(6)土地			14,603	
(7)建設仮勘定			474	
有形固定資産合計			25,339	3.8
2 無形固定資産			2,477	0.4
各事業共用固定資産合計			27,817	4.2
D その他の固定資産				
1 有形固定資産				
(1)土地			465	
有形固定資産合計			465	0.1
その他の固定資産合計			465	0.1
E 投資その他の資産				
1 関係会社株式			9,913	
2 長期貸付金			97	
3 長期前払費用			5,164	
4 その他の投資等			2,501	
貸倒引当金			811	
投資その他の資産合計			16,865	2.6
固定資産合計			222,681	33.9
繰延資産				
1 道路建設関係社債発行費			129	
2 道路建設関係社債発行差金			72	
繰延資産合計			201	0.0
資産合計	2		657,083	100.0

区分	注記 番号	当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1	3	高速道路事業営業未払金	87,520
2		短期借入金	19,652
3		1年以内返済予定長期借入金	7,383
4	3	未払金	33,332
5		未払費用	1,116
6		未払法人税等	10,399
7		預り連絡料金	3,268
8		預り金	336
9		受託業務前受金	33,233
10		前受金	32,604
11		前受収益	3
12		賞与引当金	1,628
13		ハイウェイカード偽造損失 補てん引当金	775
14		回数券払戻引当金	121
15		その他の流動負債	44
		流動負債合計	231,422
			35.2
固定負債			
1	2	道路建設関係社債	60,000
2		道路建設関係長期借入金	135,700
3		その他の長期借入金	55,079
4		受入保証金	2,300
5		退職給付引当金	54,026
6		ETCマイレージサービス 引当金	7,335
		固定負債合計	314,442
			47.9
		負債合計	545,864
			83.1

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(資本の部)				
資本金	1		52,500	8.0
資本剰余金				
1 資本準備金		52,500		
資本剰余金合計			52,500	8.0
利益剰余金				
1 当期末処分利益		6,218		
利益剰余金合計			6,218	0.9
資本合計			111,218	16.9
負債資本合計			657,083	100.0

中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1		現金及び預金	51,552	
2		高速道路事業営業未収入金	46,689	
3		未収入金	3,616	
4		有価証券	64,980	
5		仕掛道路資産等	253,552	
6		その他	34,903	
		貸倒引当金	51	
		流動資産合計	455,243	66.2
固定資産				
A 高速道路事業固定資産				
1 有形固定資産				
		(1)機械及び装置	57,496	
		(2)その他	35,980	
	1	有形固定資産合計	93,477	
2		無形固定資産	1,163	
		高速道路事業固定資産合計	94,640	13.8
B 関連事業固定資産				
1 有形固定資産				
		(1)土地	74,783	
		(2)その他	18,878	
	1	有形固定資産合計	93,661	
2		無形固定資産	11	
		関連事業固定資産合計	93,673	13.6

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
C 各事業共用固定資産				
1 有形固定資産	1	24,690		
2 無形固定資産		2,217		
各事業共用固定資産合計			26,908	3.9
D その他の固定資産				
1 有形固定資産	1	494		
その他の固定資産合計			494	0.1
E 投資その他の資産				
1 投資その他の資産		17,273		
貸倒引当金		815		
投資その他の資産合計			16,457	2.4
固定資産合計			232,174	33.8
繰延資産			299	0.0
資産合計	2		687,717	100.0

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1		69,697		
2		19,652		
3		9,223		
4	4	8,210		
5		2,911		
6		60,989		
			170,685	24.8
流動負債合計				
固定負債				
1	2	129,698		
2		130,900		
3		52,498		
4		54,436		
5		6,505		
6		3,166		
			377,205	54.8
固定負債合計				
負債合計				
			547,890	79.7

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		52,500	7.6
2 資本剰余金			
(1)資本準備金		52,500	
(2)その他資本剰余金		6,293	
資本剰余金合計		58,793	8.6
3 利益剰余金			
(1)その他利益剰余金			
別途積立金		5,585	
繰越利益剰余金		22,947	
利益剰余金合計		28,533	4.1
株主資本合計		139,826	20.3
評価・換算差額等		-	-
新株予約権		-	-
純資産合計		139,826	20.3
負債純資産合計		687,717	100.0

【損益計算書】

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%) (注)
高速道路事業営業損益				
1 営業収益				
(1)料金収入		334,916		
(2)道路資産完成高		19,699		
(3)その他の売上高		274	354,889	81.2
2 営業費用	1			
(1)道路資産賃借料		223,100		
(2)道路資産完成原価		19,699		
(3)管理費用		98,358	341,157	78.1
高速道路事業営業利益			13,732	3.1
関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1)受託事業営業収益		79,558		
(2)道路休憩所事業営業収益		2,232		
(3)その他の事業営業収益		272	82,063	18.8
2 営業費用	1			
(1)受託事業営業費		79,472		
(2)道路休憩所事業営業費		895		
(3)その他の事業営業費		239	80,608	18.5
関連事業営業利益			1,455	0.3
全事業営業利益			15,187	3.4
営業外収益				
1 受取利息		5		
2 有価証券利息		0		
3 土地物件貸付料		269		
4 原因者負担収入		751		
5 雑収入		687	1,713	0.4

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外費用				
1 支払利息		568		
2 雑損失		854	1,423	0.3
経常利益			15,478	3.5
特別利益			-	-
特別損失			-	-
税引前当期純利益			15,478	3.5
法人税、住民税及び事業税		9,780		
法人税等調整額		440	9,340	2.1
当期純利益			6,138	1.4
民営化に伴う税効果調整額			80	0.0
当期末処分利益			6,218	1.4

(注) 百分比は全事業営業収益(436,953百万円)を100とする比率であります。

営業費用明細書

(1)事業別科目別内訳書

	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	金額(百万円)		
高速道路事業営業費用			
1 道路資産賃借料		223,100	
2 道路資産完成原価		19,699	
3 管理費用			
(1)維持修繕費	39,434		
(2)管理業務費	29,148		
(3)一般管理費	29,775		
計		98,358	
高速道路事業営業費用合計			341,157
関連事業営業費用			
1 受託事業営業費			
(1)受託事業費	78,114		
(2)一般管理費	1,358		
計		79,472	
2 道路休憩所事業営業費			
(1)道路休憩所事業管理費	612		
(2)一般管理費	283		
計		895	
3 その他の事業営業費			
(1)その他の事業費	131		
(2)一般管理費	108		
計		239	
関連事業営業費用合計			80,608
全事業営業費用合計			421,765

(2)科目明細書

道路資産完成原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	32	0.0
労務費		2,000	2.6
経費		71,467	91.3
一般管理費		3,456	4.4
金利等		1,365	1.7
当期総製造費用		78,321	100.0
期首仕掛道路資産		133,247	
合計		211,569	
期末仕掛道路資産		191,869	
道路資産完成原価	19,699		

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(百万円)
外注費	61,701
土地代	3,359

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

維持修繕費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	238	0.6
労務費		1,156	2.9
経費		38,039	96.5
維持修繕費		39,434	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(百万円)
維持補修費	24,539
業務委託費	5,693

管理業務費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	1	0.0
労務費		2,927	10.0
経費		26,219	90.0
管理業務費		29,148	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	16,671
減価償却費	5,711

受託事業費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	578	2.2
経費		25,919	97.8
当期総製造費用		26,498	100.0
期首受託業務前払金		68,482	
合計		94,981	
期末受託業務前払金		16,866	
受託事業費		78,114	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(百万円)
外注費	19,901
調査、測量費及び設計費	2,535

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

道路休憩所事業管理費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	0	0.0
労務費		2	0.4
経費		609	99.6
道路休憩所事業管理費		612	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(百万円)
租税公課	303
減価償却費	274

その他の事業費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1	1.2
経費		129	98.8
その他の事業費		131	100.0

1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	61
租税公課	26

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は31,525百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	3,330百万円
賞与引当金繰入額	962百万円
退職給付費用	772百万円
減価償却費	331百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	524百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,335百万円
利用促進費	14,182百万円

中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%) (注)
高速道路事業営業損益				
1 営業収益			374,394	91.1
2 営業費用			338,899	82.5
高速道路事業営業利益			35,495	8.6
関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1)受託事業営業収益		29,876		
(2)道路休憩所事業営業収益		6,049		
(3)その他の事業営業収益		487	36,414	8.9
2 営業費用				
(1)受託事業営業費		29,829		
(2)道路休憩所事業営業費		3,094		
(3)その他の事業営業費		370	33,294	8.1
関連事業営業利益			3,120	0.8
全事業営業利益			38,615	9.4
営業外収益	1		936	0.2
営業外費用	2		824	0.2
経常利益			38,728	9.4
特別利益	3		67	0.0
特別損失	4		341	0.1
税引前中間純利益			38,454	9.4
法人税、住民税及び事業税		16,140		
法人税等調整額		-	16,140	3.9
中間純利益			22,314	5.4

(注) 百分比は、全事業営業収益(410,808百万円)を100とする比率であります。

【利益処分計算書】

		当事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
当期末処分利益			6,218
利益処分額			
1 任意積立金			
(1)別途積立金		5,585	5,585
次期繰越利益			633

(注) 日付は、株主総会承認日であります。

【株主資本等変動計算書】

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	52,500	52,500	-	52,500	-	6,218	6,218	111,218
中間会計期間中の 変動額								
別途積立金の積立 （注1）					5,585	5,585	-	-
固定資産評価額等の 調整（注2）			6,293	6,293				6,293
中間純利益						22,314	22,314	22,314
中間会計期間中の 変動額合計（百万円）			6,293	6,293	5,585	16,728	22,314	28,608
平成18年9月30日残高 （百万円）	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	22,947	28,533	139,826

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高 （百万円）	-	-	111,218
中間会計期間中の 変動額			
別途積立金の積立 （注1）			-
固定資産評価額等の 調整（注2）			6,293
中間純利益			22,314
中間会計期間中の 変動額合計（百万円）			28,608
平成18年9月30日残高 （百万円）	-	-	139,826

（注）1．平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

2．その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものです。

重要な会計方針

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p>				
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっております。</p>				
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>構築物</td> <td>10 - 60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5 - 17年</td> </tr> </table> <p>なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	構築物	10 - 60年	機械装置	5 - 17年
構築物	10 - 60年			
機械装置	5 - 17年			
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p> <p>(2) 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>				
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p>				

<p>当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	
(4)	<p>回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p>
(5)	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
(6)	<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>
6	<p>収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用しております。</p>
7	<p>リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
8	<p>その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成18年3月31日)											
1	<table border="0"> <tr> <td>会社が発行する株式</td> <td>普通株式</td> <td>420,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td>105,000,000株</td> </tr> </table>	会社が発行する株式	普通株式	420,000,000株	発行済株式総数	普通株式	105,000,000株				
会社が発行する株式	普通株式	420,000,000株									
発行済株式総数	普通株式	105,000,000株									
2	<p>担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債60,000百万円の担保に供しております。</p>										
3	<p>関係会社に対する負債</p> <table border="0"> <tr> <td>高速道路事業営業未払金</td> <td>8,065百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>1,172百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業営業未払金	8,065百万円	未払金	1,172百万円						
高速道路事業営業未払金	8,065百万円										
未払金	1,172百万円										
4	<p>偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>11,771,503百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>58,038百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>51,522百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,881,064百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>20,550百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が20,550百万円減少しております。</p>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,771,503百万円	中日本高速道路(株)	58,038百万円	西日本高速道路(株)	51,522百万円	計	11,881,064百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	20,550百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,771,503百万円										
中日本高速道路(株)	58,038百万円										
西日本高速道路(株)	51,522百万円										
計	11,881,064百万円										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	20,550百万円										

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1 研究開発費の総額は、570百万円であります。

(リース取引関係)

当事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

(借主側)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
高速道路事業 固定資産	341	48	293
各事業共用 固定資産	210	38	171
合 計	552	87	464

未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

1年内	169百万円
1年超	294百万円
合計	464百万円

未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	87百万円
減価償却費相当額	87百万円

減価償却費相当額相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年内	521,260百万円
1年超	26,573,197百万円
	27,094,458百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当事業年度(平成18年3月31日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成18年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	251百万円
賞与引当金	658百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん 引当金	313百万円
未払事業税	917百万円
退職給付引当金	21,832百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,964百万円
その他	262百万円
繰延税金資産小計	27,200百万円
評価性引当額	26,680百万円
繰延税金資産合計	520百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.4%
評価性引当額	19.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.3%

(1株当たり情報)

当事業年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,059.22円
1株当たり当期純利益金額	58.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)
当期純利益(百万円)	6,138
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,138
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				
(子会社の設立) 当社が行う業務の根幹をなす維持管理業務の中でも、管理瑕疵、企業信用に直結する高速道路の料金收受業務・保全点検業務について、当社本体の一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施し、連結企業価値の最大化を図ることを目的として、平成18年6月12日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の6社を平成18年6月20日に設立いたしました。				
(1)保全点検子会社				
商号	株式会社・エンジニアリング北毎道	株式会社・エンジニアリング東北	株式会社・エンジニアリング関東	株式会社・エンジニアリング新潟
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日
所在地	札幌市厚別区大谷地西五丁目12番30号	仙台市若林区荒井字川田58番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地	新潟市山田2310番地1
代表者	代表取締役社長 窪寺 克次 (当社北毎道支社長兼任)	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)	代表取締役社長 松田 博之 (当社新潟管理局长兼任)
資本金	40百万円	40百万円	40百万円	40百万円
発行済株式数	800株	800株	800株	800株
株主構成	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%
(2)料金收受子会社				
商号	株式会社・トール東北	株式会社・トール関東		
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務		
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日		
所在地	仙台市青葉区郷六字庄子39番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地		
代表者	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)		
資本金	10百万円	10百万円		
発行済株式数	200株	200株		
株主構成	当社100%	当社100%		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1	<p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっております。</p>
2	<p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3	<p>引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	
4	<p>リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5	<p>その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高の計上基準</p> <p>高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p>社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間

(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は139,826百万円であります。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。

これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。

(金融商品に関する会計基準等)

当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年4月27日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。

これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項
 (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 13,495百万円
2	担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債130,000百万円(額面額)の担保に供しております。
3	偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,111,237百万円 中日本高速道路(株) 53,033百万円 西日本高速道路(株) 49,372百万円 計 11,213,643百万円 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,350百万円 なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。
4	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1	営業外収益の主要項目
	受取利息 42百万円
	有価証券利息 29百万円
	原因者負担収入 499百万円
2	営業外費用の主要項目
	支払利息 617百万円
3	特別利益の主要項目
	固定資産評価額調整益 67百万円
	当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。
4	特別損失の主要項目
	偽造ハイウェイカード損失 341百万円
5	減価償却実施額
	有形固定資産 7,426百万円
	無形固定資産 462百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	中間期末 残高相当額 (百万円)
高速道路事業 固定資産	353	102	251
各事業共用 固定資産	215	78	137
合 計	569	180	388

未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	158百万円
1年超	229百万円
合計	388百万円

未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	90百万円
減価償却費相当額	90百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年内	529,971百万円
1年超	26,298,079百万円
合計	26,828,051百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日) において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)
該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)
国土交通省からの注意・是正文書 (平成18年 9 月20日) を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間会計期間において6,293百万円 (高速道路事業固定資産機械及び装置6,672百万円、高速道路事業固定資産その他 2,473百万円、流動負債その他2,094百万円) 調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。 これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当中間会計期間の特別利益に計上しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	割引短期国庫債券 (TB) 第386回	19,999
		政府短期証券 (FB) 第370回	9,999
		政府短期証券 (FB) 第375回	19,998
		政府短期証券 (FB) 第380回	19,996
		政府短期証券 (FB) 第380回	4,999
計		75,000	74,994

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,170	32	55	1,147	33	33	1,113
		構築物	28,068	555	2,856	25,766	414	414	25,351
		機械装置	46,472	12,325	1,783	57,013	2,867	2,867	54,146
		車両運搬具	7,061	1,235	103	8,193	1,323	1,323	6,870
		工具器具備品	3,282	3,748	4	7,025	767	767	6,258
		土地	0	-	0	0	-	-	0
		建設仮勘定	4,630	12,606	16,420	816	-	-	816
	計	90,685	30,502	21,224	99,963	5,406	5,406	94,557	
	無形固定資産	980	517	54	1,443	127	127	1,316	
	合計	91,666	31,020	21,278	101,407	5,533	5,533	95,873	
関連事業	有形固定資産	建物	2,239	14	12	2,242	55	55	2,186
		構築物	3,671	1	20	3,653	213	213	3,439
		機械装置	689	11	-	700	36	36	664
		車両運搬具	10	-	0	10	1	1	8
		工具器具備品	6	0	-	7	0	0	6
		土地	74,922	-	-	74,922	-	-	74,922
		建設仮勘定	431	16	16	431	-	-	431
	計	81,971	44	48	81,967	308	308	81,658	
無形固定資産	0	0	-	0	-	-	0		
合計	81,971	44	48	81,967	308	308	81,659		
各事業共用	有形固定資産	建物	8,509	51	30	8,529	310	310	8,219
		構築物	771	3	-	775	56	56	718
		機械装置	331	182	0	513	56	56	457
		車両運搬具	183	46	29	200	34	34	165
		工具器具備品	456	337	15	778	78	78	699
		土地	14,604	239	240	14,603	-	-	14,603
		建設仮勘定	3,031	907	3,464	474	-	-	474
計	27,888	1,769	3,782	25,875	536	536	25,339		
無形固定資産	1,371	3,173	1,878	2,665	187	187	2,477		
合計	29,259	4,943	5,661	28,541	724	724	27,817		
その定 他資 産	有形 資産	土地	470	239	244	465	-	-	465
		計	470	239	244	465	-	-	465
投資その 他の 資産	長期前払費用	4,889	9,266	8,959	5,196	32	32	5,164	
繰延資産	道路建設関係社債 発行費	-	194	-	194	64	64	129	
	道路建設関係社債 発行差金	-	80	-	80	8	8	72	
	繰延資産計	-	274	-	274	72	72	201	

- (注) 1. 高速道路事業有形固定資産(機械装置及び建設仮勘定)の当期増加額及び建設仮勘定の当期減少額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得等によるものであります。
2. 長期前払費用の当期増加額及び当期減少額の主なものは、ETC前払割引サービスに伴うプレミアムの発生(8,247百万円)及び利用による減少(8,337百万円)によるものであります。

【資本金等明細表】

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金	(百万円)	52,500	-	-	52,500
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(105,000,000)	-	-	(105,000,000)
	普通株式 (百万円)	52,500	-	-	52,500
	計 (株)	(105,000,000)	-	-	(105,000,000)
	計 (百万円)	52,500	-	-	52,500
資本準備金	資本準備金				
	株式払込剰余金(百万円)	52,500	-	-	52,500
	計 (百万円)	52,500	-	-	52,500

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	810	176	97	2	887
賞与引当金	1,947	2,512	2,831	-	1,628
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	1,675	524	1,424	-	775
回数券払戻引当金	350	-	228	-	121
ETCマイレージサービス引当金	1,752	7,335	1,752	-	7,335

(注) 貸倒引当金のその他の減少額は、回収による減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

1 現金預金

内訳	金額(百万円)
現金	2,120
預金	
普通預金	44,280
定期預金	10,000
譲渡性預金	10,000
小計	64,280
合計	66,401

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
中日本高速道路株式会社	11,171
株式会社ジェーシービー	4,942
ユーシーカード株式会社	3,581
三井住友カード株式会社	3,425
西日本高速道路株式会社	2,719
その他	18,537
合計	44,375

(2) 滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
43,377	194,865	193,868	44,375	18.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	20,361
西日本高速道路株式会社	4,578
中日本高速道路株式会社	2,086
東京湾アクアライン利用促進キャンペーン協議会	112
社団法人移動通信基盤整備協会中央事務局	97
その他	3,229
合計	30,463

(2) 滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
502	164,682	134,721	30,463	18.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 有価証券

74,994百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1)仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	19,575	3,359	-	22,935
	労務費	1,198	308	0	1,506
	外注費	803	1,645	1	2,448
	経費	21,764	1,524	1	23,287
	金利等	-	351	0	351
	一般管理費人件費	-	277	0	277
	一般管理費経費	-	256	0	256
	計	43,342	7,724	3	51,063
建設費	材料費	-	32	8	24
	労務費	3,089	1,630	646	4,072
	外注費	86,745	57,711	18,185	126,270
	経費	-	4,877	71	4,806
	金利等	70	1,011	93	987
	一般管理費人件費	-	1,617	179	1,438
	一般管理費経費	-	1,291	97	1,193
	計	89,904	68,172	19,282	138,794
除却工 事費用	労務費	-	61	15	46
	外注費	-	2,344	385	1,958
	経費	-	3	0	2
	金利等	-	2	2	0
	一般管理費人件費	-	8	5	2
	一般管理費経費	-	4	2	1
	計	-	2,424	412	2,011
合計	133,247	78,321	19,699	191,869	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
高速自動車国道北関東自動車道	46,856
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	34,088
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	22,578
高速自動車国道常磐自動車道	18,968
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	11,489
その他	31,145
合計	165,124

(2)原材料

内訳	金額(百万円)
緑化資材	532
その他の原材料	74
合計	607

(3)貯蔵品

内訳	金額(百万円)
発生材	609
その他の貯蔵品	996
合計	1,605

固定資産

1 有形固定資産 202,020百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載してあります。

流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	42,210
中日本高速道路株式会社	9,319
株式会社東芝	2,420
株式会社植木組・佐田建設株式会社JV	1,431
日本電気株式会社	1,009
その他	31,131
合計	87,520

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社東芝	2,569
中日本高速道路株式会社	1,570
鹿島道路株式会社・佐藤道路株式会社JV	1,499
三井住建道路株式会社・前田道路株式会社JV	1,449
五洋建設株式会社・名工建設株式会社JV	1,250
その他	24,995
合計	33,332

3 受託業務前受金

当期末残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	受託事業営業収益への振替 (百万円)	当期末残高 (百万円)
74,904	37,887	79,558	33,233

固定負債

1 道路建設関係社債 60,000百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額(百万円)
財務省	98,100
株式会社みずほコーポレート銀行	9,070
株式会社三井住友銀行	6,610
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,680
農林中央金庫	4,350
その他	11,890
合計	135,700

3 その他の長期借入金

借入先	金額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	11,321
農林中央金庫	7,893
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,361
株式会社三井住友銀行	7,205
信金中央金庫	6,074
その他	15,225
合計	55,079

4 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	76,027
未認識数理計算上の差異	2,323
年金資産	24,324
合計	54,026

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している東日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
- 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成19年2月13日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋二丁目8番6号 子会社及び関連会社はございません。
役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成19年2月13日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成

平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,463,874百万円
政府出資金	3,408,856百万円
地方公共団体出資金	1,055,018百万円
資本剰余金	850,932百万円
日本道路公団等民営化関係法 施行法第15条による積立金	850,932百万円
利益剰余金	51,778百万円
当期末処分利益	51,778百万円
資本合計	5,366,585百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等」に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかわる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

